

かみす 市議会だより

□発行／神栖市議会 □責任者／神栖市議会議長 宮川 一郎 □神栖市議会だより編集委員会
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5 TEL. 0299-90-1172(直) FAX. 0299-90-1116



写真は、平成18年6月1日に開所した神栖市矢田部サッカー場です。日本サッカー協会（JFA）公認のロングパイル人工芝ピッチを有しています。市内・市外，県内・県外問わず，すべての皆様にご利用いただけます。平成19年4月より新たに2面が稼動し，計4面になりました。

おもな内容

- 第1回定例会議決結果一覧……………2頁
- 議案の内容……………4頁
- 一般質問……………8頁
- 委員会審査経過……………17頁
- 委員会視察報告……………27頁
- 市議会のうごき……………28頁

平成19年神栖市議会・第1回定例会

神栖市議会は、平成19年第1回定例会を3月6日から23日までの会期18日間の日程で開き、条例に関するもの19件、予算に関するもの14件、人事に関するもの4件、土地の取得に関するもの1件、規約に関するもの4件、市道路線に関するもの2件、規則に関するもの1件、議員発議の決議案2件、計47件の審議を行いました。慎重なる審議を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

議案等議決結果一覧

議案番号	件名	議決結果
議案第1号	教育委員会委員の任命について	同意
議案第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
議案第3号	神栖市表彰条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第4号	神栖市副市長定数条例	原案可決
議案第5号	神栖市行政組織条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第6号	神栖市監査委員条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第7号	神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第8号	神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第9号	神栖市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第10号	神栖市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第11号	神栖市税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第12号	神栖市手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第13号	神栖市道路占用料徴収条例	原案可決
議案第14号	神栖市協働のまちづくり推進基金条例	原案可決
議案第15号	神栖市運動施設利用条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第16号	神栖市保育所設置条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第17号	神栖市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例	原案可決
議案第18号	神栖市指定居宅支援事業所の設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第19号	神栖市中小企業事業資金融資あっ旋条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第20号	神栖市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第21号	平成18年度神栖市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第22号	平成18年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決
議案第23号	平成18年度神栖市老人休養ホーム特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第24号	平成18年度神栖市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第25号	平成18年度神栖市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第26号	平成18年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）	原案可決
議案第27号	平成18年度神栖市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第28号	平成19年度神栖市一般会計予算	原案可決
議案第29号	平成19年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決
議案第30号	平成19年度神栖市老人休養ホーム特別会計予算	原案可決
議案第31号	平成19年度神栖市公共下水道事業特別会計予算	原案可決

議案第32号	平成19年度神栖市老人保健特別会計予算	原案可決
議案第33号	平成19年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）予算	原案可決
議案第34号	平成19年度神栖市水道事業会計予算	原案可決
議案第35号	土地の取得について ・神之池緑地公園再整備用地	原案可決
議案第36号	茨城県市町村総合事務組合規約の一部改正について	原案可決
議案第37号	鹿島地方事務組合規約の変更について	原案可決
議案第38号	鹿島南部地区消防事務組合規約の変更について	原案可決
議案第39号	茨城県税債権管理機構規約の変更について	原案可決
議案第40号	神栖市道路線の認定について	原案可決
議案第41号	神栖市道路線の廃止について	原案可決
議案第42号	神栖市議会会議規則の一部を改正する条例	原案可決
議案第43号	神栖市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
	神栖市農業委員会委員の推薦について	
	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について	
決議案第1号	議長辞職勧告決議案	原案可決
決議案第2号	副議長辞職勧告決議案	原案可決

会議の経過

○三月六日（火）

議会運営委員会

（第一回定例会の日程案等）

午前九時三十一分開会

午前九時三十七分閉会

十三人中十二人出席

本会議

（開会・市政運営の所信・市長提案理由説明）

午前十時五分開会

午前十一時散会

四十八人中四十七人出席

○三月七日（水）

本会議

（一般質問）

午前十時二分開議宣告

午後二時三十四分散会

四十八人中四十五人出席

○三月八日（木）

本会議

（一般質問）

午前十時開議宣告

午後五時三十七分散会

四十八人中四十五人出席

○三月九日（金）

本会議

（議案質疑・討論・採決・委員会付託）

午前十一時一分開議宣告

午前十一時十五分散会

四十八人中四十二人出席

○三月十二日（月）

本会議

（議案質疑・討論・採決・委員会付託・茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙）

午前十時開議宣告

午前十一時五十一分散会

四十八人中四十七人出席

四十八人中四十七人出席

○三月十三日（火）

休会

（総務企画委員会）

（付託議案審査等）

午後一時三十二分開会

午後二時五十分閉会

十二人中十二人出席

○三月十四日（水）

健康福祉委員会

（付託議案審査等）

午後三時一分開会

午後四時二十五分閉会

十三人中十三人出席

○三月十四日（水）

休会

（都市産業委員会）

（付託議案審査等）

午後三時二分開会

午後四時四分閉会

十二人中十二人出席

○三月十五日（木）

教育環境委員会

（付託議案審査等）

午後三時一分開会

午後三時三十四分閉会

十人中八人出席

○三月十六日（金）

休会

（予算特別委員会）

（付託議案審査）

午後六時十一分散会

十三人中十三人出席

十三人中十三人出席

○三月十六日（金）

休会

（予算特別委員会）

（付託議案審査）

午前九時三十分開議宣告

午後五時十五分閉会

十三人中十三人出席

○三月二十三日（金）

本会議

（議案質疑・討論・委員長報告・採決・閉会）

午後二時十九分開議宣告

午後三時三十一分閉会

四十八人中四十七人出席

議 案 内 容

議案第一号 教育委員会委員の任命について

人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見の高い、^す驚見富士雄氏を神栖市教育委員会委員として任命することに同意しました。

議案第二号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い、新たに固定資産の評価に識見の高い、保立健氏を選任することに同意しました。

議案第三号、七号、九号、三十六号、三十七号、三十八号、三十九号について

地方自治法の一部改正（「助役、出納長若しくは収入役」を「副市長」に改める等）に伴い、法令中の名称の変更等を主な内容とするものです。

議案第四号 神栖市副市長定数条例

副市長の定数を一人とするものです。

議案第五号 神栖市行政組織条例の一部を改正する条例

各部門の所管事務や組織体系について見直しを図り、各課等の課題等を考慮して組織の再編を行うものです。

議案第六号 神栖市監査委員条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に伴い、監査委員の定数及び根拠条項の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

議案第八号 神栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

人事院規則の一部改正に伴い、休息時間を廃止するため、所要の改正を行うものです。

議案第十号 神栖市職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

管理職手当ての支給上限算定割合及び扶養手当の額について、平成十八年人事院勧告に準拠した改正を行うものです。

議案第十一号 神栖市税条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部改正に伴い、吏員制度が廃止されたことにより、所要の改正を行うものです。

議案第十二号 神栖市手数料条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為の許可等及び租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定に関する権限の事務移譲に伴い、当該手数料の額を定めるものです。

議案第十三号 神栖市道路占用料徴収条例

道路法第三十九条の規定に基づき、市が管理する道路にある占用物件について占用料を徴収するため、条例の制定を行うものです。

議案第十四号 神栖市協働のまちづくり推進基金条例

市民活動及び地域コミュニティ活動の支援に要する経費の財源に充てるため、条例の制定を行うものです。

議案第十五号 神栖市運動施設利用条例の一部を改正する条例

神栖海浜庭球場に夜間照明設備を設置したことに伴い、当該施設の利用時間の変更及び照明設備の利用料金について定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第十六号 神栖市保育所設置条例の一部を改正する条例

波崎第三保育所を波崎第二保育所に統合するため、所要の改正を行うものです。

議案第十七号 神栖市放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例

児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業である神栖市放課後児童クラブの設置等の制定を行うものです。

議案第十八号 神栖市指定居宅支援事業所の設置及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法に規定する地域生活支援事業を行うことに伴い、利用料金を定めるため、所要の改正を行うものです。

議案第十九号 神栖市中小企業事業資金融資あつ旋条例の一部を改正する条例

保証審査の簡素化及び合理化を図ることに伴い、保証人と物的担保の基準を見直すため、所要の改正を行うものです。

議案第二十号 神栖市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神栖水道事業及び波崎水道事業の統合を行うため、所要の改正を行うものです。

補正予算関係

議案第二十一号 平成十八年度神栖市一般会計補正予算（第六号）

補正前の額三百十三億九千九百三十九万円、補正額十一億八千八百二十六万八千円で、計三百二十五億八千七百六十五万八千円とするものです。

議案第二十二号 平成十八年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第三号）

補正前の額八十六億三千万九千九百円、補正額△一億五千七百二十八万七千円で、計八十四億七千二百七十七万二千円とするものです。

議案第二十三号 平成十八年度神栖市老人休養ホーム特別会計補正予算（第二号）

補正は財源の更正を行うもので、歳入において繰越金四百六十七万六千円を増額し、繰入金と同額減額す

るものです。

議案第二十四号 平成十八年度神栖市公共下水道事業特別会計補正予算（第四号）

補正前の額十九億四千六百十五万円、補正額△一億円で計十八億四千六百十五万円となります。

議案第二十五号 平成十八年度神栖市老人保健特別会計補正予算（第一号）

補正前の額四十五億四千七百七十万円、補正額二千九百三十一万八千円で計四十五億七千七百一十八千円となります。

議案第二十六号 平成十八年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第三号）

補正前の額二十七億八千九百三十一万六千円、補正額△一億八千二百五十六万七千円で、計二十六億六千七百四十九千円となります。

議案第二十七号 平成十八年度神栖市水道事業会計補正予算（第三号）

補正前の額二十五億五千七百七十八万四千円、補正額百三十万三千円で、計二十五億五千九百八十七千円となります。

平成十九年度 神栖市予算関係

議案第二十八号 平成十九年度神栖市一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、三百二十七億五千二百万円、その歳入として、市税二百二十億二百七十万二千円、地方譲与税八億四千二百万円、地方消費税交付金十億円、地方特例交付金一億八千二百万円、地方交付税二億七千万円、国・県支出金三十八億七千五百四十四万三千円、繰入金七億二千五百七十七万七千円、市債十六億五千八百十二万八千円、その他二十一億九千六百五十五万円を計上したも

のです。

次に、歳出として、議会費三億五千四百八十九万一千円、総務費三十八億一千九百二十五万四千円、民生費九十七億三千四百四十三万五千円、衛生費三十二億五千九百五十六万七千円、農林水産業費十億三千五百三万六千円、商工費三億六千七百七十九千円、土木費三十九億四千二十万四千円、消防費二十六億一千六百二十二万五千円、教育費五十四億二千五百三十万三千円、公債費二十二億二千四百四十五万六千円、その他五千万円を計上したものです。



平成19年度 神栖市一般会計予算

歳入		歳出	
市税	220億 270万2千円	議会費	3億5,489万1千円
地方譲与税	8億4,200万円	総務費	38億1,925万4千円
地方消費税交付金	10億円	民生費	97億3,443万5千円
地方特例交付金	1億8,200万円	衛生費	32億5,956万7千円
地方交付税	2億7,000万円	農林水産業費	10億3,053万6千円
国・県支出金	38億7,544万3千円	商工費	3億 677万9千円
繰入金	7億2,517万7千円	土木費	39億4,030万4千円
市債	16億5,812万8千円	消防費	26億1,162万5千円
その他	21億9,655万円	教育費	54億2,015万3千円
		公債費	22億2,445万6千円
		その他	5,000万円

議案第二十九号 平成十九年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

歳入歳出予算の総額は、九十億二千四百二十万円で、その歳入として、国民健康保険税二十九億四千三百二十二万二千円、国・県支

出金三十億三千二百四十万四千円、繰入金十一億七千八百八十六万四千円、その他十八億七千八百八十七万円を計上したものです。

次に、歳出として、保険給付費五十六億三千二百九十一万七千円、老人保健拠出金十五億三千四百二十八万二千円、介護納付金六億九千四百五十七万三千円、共同事業拠出金十億五千七百七十四万三千円、その他一億一千六十八万五千円を計上したものです。

議案第三十号 平成十九年度神栖市老人栄養ホーム特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、一億三千三百六十万円で、その歳入として、事業収入四千六十六万一千円繰入金九千百十五万三千円、その他百七十八万六千円を計上したものです。次に、歳出として、福祉施設費一億三千三百十万円、その他五十万円を計上したものです。

議案第三十一号 平成十九

年度神栖市公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、十九億五千七百二十万円で、その歳入として、使用料及び手数料三億七千九百九十四万五千円、繰入金十二億九千六百八十七万四千円、市債二億六千三百三十三万四千円、その他一千七百三十八万一千円を計上したものです。

次に、歳出として、総務費九億五千五百五十万二千円、公共下水道費四億九千六百十四万円、その他五億九百五十五万八千円を計上したものです。

議案第三十二号 平成十九年度神栖市老人保健特別会計予算

歳入歳出予算の総額は、四十四億二千三百七十万円で、その歳入として、支払基金交付金二十一億九千六百七十三万九千円、国・県支出金十八億一千四百二十九万五千円、繰入金四億六百三十八万四千円、その他六百二十八万二千円を計上

したものです。

したものです。

次に、歳出として、医療諸費四十三億七千九百八十九万三千円、その他四千三百八十万七千円を計上したものです。

議案第三十三号 平成十九年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）予算

歳入歳出予算の総額は、二十八億六千九百九十万円で、その歳入として、保険料五億三千三百二十七万七千円、国・県支出金九億八千三百六十八万円、支払基金交付金八億一千二百七十七万三千円、繰入金四億七千六百六十五万円、その他五十二万円を計上したものです。

次に、歳出として、総務費一億三千八百四十三万一千円、保険給付費二十六億八百三十六万八千円、その他六千十萬一千円を計上したものです。

議案第三十四号 平成十九年度神栖市水道事業会計予算

水道事業会計予算は、総額三十六億九千五百七十万円で、その収入として、水道事業収益二十七億五千五百九十五万七千円、資本的収入六億八千六百六十四万三千円、計三十四億四千二百六十万円を計上したものであります。

次に、支出として、水道事業費用二十五億七千八百五十三万八千円、資本的支出十一億一千七百六十六万二千円、計三十六億九千五百七十万円を計上したものです。

なお、不足財源につきましては、当年度分及び過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第三十五号 土地の取得について

・神之池緑地公園再整備用地神之池緑地公園再整備用地として、神栖市奥野谷字島田四四六三番一三、一万四千二百一十一・七一平方メー

トルの土地を取得しようとするものです。

議案第四十号 神栖市道路線の認定について

開発行為及び寄付等により帰属された道路について、市道として一般の用に供するものです。

議案第四十一号 神栖市道路線の廃止について

波崎地内の路線延長に伴う重複路線の廃止をするものです。

神栖市農業委員会委員の推薦について

議会推薦の農業委員として野口康夫氏、山本一男氏、長島弘明氏、高橋幸一氏の四名を推薦しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について

七十五歳以上の後期高齢者を対象とする新たな高齢者医療制度に向け、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙が行われました。

今定例会において4件の議員提案が可決

議案第42号

神栖市議会会議規則の一部を改正する規則
議案提出者 伊藤 大 議員

地方自治法の一部改正に伴い、会議規則について所要の改正をするものです。

主な内容

地方自治法109条に基づき、当市議会会議規則にその手続きを規定しました。

改正前規則では議案の提出は議員の定数の12分1以上の賛成者によるものか、市長によるものしか認められていませんでした。

これを議会の実質的な審査を行う委員会にも議案を提出する権限を認めたものです。

議案第43号

神栖市議会委員会条例の一部を改正する条例
議案提出者 田中 三郎 議員

地方自治法の一部改正に伴い、委員会条例について所要の改正をするものです。

主な内容

改正前では、地方自治法第109条に基づき、常任委員は会期の始めに選任する必要があることから、閉会中において補欠選挙で当選した議員は直ちに委員として委員会活動に参加することはできませんでした。

今回の改正で、議長が閉会中に委員を選任することができるようになりました。

決議案第1号

議長辞職勧告決議案

議案提出者 木内 敏之 議員

地方自治法第103条2項により議長及び副議長の任期は、議員の任期によることになっているが、平成14年3月8日の議員協議会において正・副議長の任期を2年とする申し合わせに十分理解したうえで同意したにもかかわらず、議長の職を続けている。

また、平成18年第1回定例会から4度の辞職勧告決議案が可決しているが、納得のいく説明がなされないまま、その職を続けていることに対し辞職勧告決議するものです。

決議案第2号

副議長辞職勧告決議案

議案提出者 野口 一洋 議員

地方自治法第103条2項により議長及び副議長の任期は、議員の任期によることになっているが、平成14年3月8日の議員協議会において正・副議長の任期を2年とする申し合わせに十分理解したうえで同意したにもかかわらず、副議長の職を続けている。

また、平成18年第1回定例会から4度の辞職勧告決議案が可決しているが、納得のいく説明がなされないまま、その職を続けていることに対し辞職勧告決議するものです。

一般質問

ここが聞きたい

平成十九年第一回定例会の一般質問は三月七日と八日に行われ、十二人の議員が市政全般について、市長はじめ関係部課長等に見解を問いました。なお、掲載にあたっては一問一答形式で編集し、要旨を掲載してあります。



議員 額賀 成一

入札制度改革について

問 二月末現在での業務委託、物品購入、建設工事について、それぞれ件数、予定価格、落札額、落札率、また、入札制度改革によって生じた入札差金は幾ら出ているか伺いたい。

(総務部長) 業務委託については、発注件数が百三十一件、予定価格五億八千三百二十七万円に対し、落札額は五億二千五百十九万円で、落札率は九十・四％、

入札差金は五千八百八万円です。物品購入は、発注件数が三十四件、予定価格一億一千七百四十五万円に対し、落札額は一億八百五十七万円で、落札率は九十二・四％、入札差金は八百七十九万円です。建設工事

については、発注件数が百九十件、予定価格二十六億四千九百七十七万円に対し、落札額は二十億三千四百十三万円で、落札率は七十六・八％、入札差金は六億一千五百六十二万円です。また、入札差金の合計額は六億八千二百五十万円となっています。

問 広報紙による入札執行状況の公表について、少額なものを除いて、一定金額

以上のものはすべて積極的に市民に情報公開すべきだと思うが、考えを伺いたい。

(総務部長) 平成十九年度から、建設工事と同様に、業務委託や物品購入等についても競争入札を執行した事業については、広報紙及びホームページに掲載し、より広く公表していきたいと考えています。

土研跡地の取得について

問 土研跡地の取得について現在までの交渉経過と現時点での市長の決断はどうか伺いたい。

(市長) 土木研究所跡地の利用に関しては、数十年来、歴代首長が土地を取得するために努力しながらも、結果として実現に至らなかったという、長期にわたる重要な課題です。

私といたしましては、茨城県を中心に役割を担い、躍進する神栖を目指すとい

う将来の都市像を実現するために、土木研究所跡地の土地利用が非常に重要な役割を果たすものと考えています。

しかしながら、土木研究所跡地の整備には巨額の費用を必要とすることから、市の財政負担の軽減など、さまざまな課題を多方面から検証し、実現可能な土地利用計画を策定し、整備に努めていきたいと考えています。



議員 佐藤 節子

神之池再生事業について

問 神之池周辺は、市内でも数少ない市民の憩いの場所ですが、水は決して綺麗とは言えない。何らかの形で、水を綺麗にすることができないのか伺いたい。

(市長) 神之池緑地公園は、広大な水面と緑地が整備され、市民の憩いの場であるとともに、貴重な財産です。自然及び人工的な方法で水質の浄化等を図りながら、子供たちから高齢者等に至るまで「緑に憩う、自然にふれる、人と出会う」憩える公園として整備していきたいと考えています。

問 神之池再生事業に関して、市民の反応と実際にワークショップを開いた結果、具体的にどのような意見が出たのかお聞きしたい。

(都市整備部長) ワークショップは三回開催しています。第一に神之池の水質浄化を考えてほしいという意見や、さらには、公園の維持管理機能を高める施設として、グラウンドゴルフ場、休憩所を兼ねた物産市場、多目的広場、ウォーキングのためのシャワー室及び照明施設の増設等です。

障害者自立支援法について

問 障害者自立支援法が施行され、神栖市内においても、施設に通所あるいは入所している方々が数多くいると思いますが、この一割負担の影響はどうか状況を伺いたい。

(健康福祉部長) 平成十九年一月末現在、市内の障害者で居宅介護サービス利用者が二百三人、施設入所利用者が百十七人です。なお、自立支援法施行以来、負担増によりサービス利用を取りやめた方はおりません。

障害者就労について

問 障害者が市役所職員として何人就労しているのか、また、企業においても積極的に障害者の方々の採用について、行政サイドから企業に対して働きかけをしているか伺いたい。

(健康福祉部長) 市内の障害者の方の就業状況については、平成十八年十月末現在、これは市単独ではなく、常陸鹿嶋公共職業安定所管内の登録状況で、就職希望の方は身体九十八名、知的四十八名、精神一名、計百四十七名、就業中の方は、身体二百四十三名、知的百二十七名、精神三名、合計三百七十三名、また、新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるために、就労移行支援事業等を通じ福祉施設から一般就労への移行等を推進するとともに、あわせて離職者の再チャレンジを促すような支援、養護学校卒業者に対する就職の支援等、障害者雇用全体について取り組んでいきたいと考えています。

なお、市町村における障害者の法定雇用率は二・一％という規定になっておりますが、当市の雇用率は二・三九％という状況です。



鈴木 康弘 議員

ゴミ収集運搬業務の委託基準について

問 可燃・不燃・資源ゴミを二カ所のリサイクルプラザに収集をしているが、どのようなエリア分けをしているのか。また、収集委託の状況について伺いたい。

(生活環境部長) 神栖地域は四つにエリア分けをし、可燃・不燃ゴミ収集と資源ゴミ収集の二種類の収集業務を八業者に、波崎地域は九つにエリア分けをし、可燃・不燃ゴミ収集業務を三業者に委託をしています。

問 業者に委託する基準の法律的な根拠について伺いたい。

(生活環境部長) 市がゴミの収集運搬委託をする場合の基準は、廃棄物の処理及

び清掃に関する法律第六条の第二項及び、同法施行令第四条の規定に基づいて委託をしています。

問 廃棄物収集運搬車は事業用ナンバーが基準か伺いたい。

(生活環境部長) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、ナンバーの規定はありませんが、関東運輸局茨城運輸支局では、ナンバー取得が基本であるが、貨物自動車運送事業法が適用されるかどうかは、営業実態などの把握や廃棄物の処理及び清掃に関する法律を考慮して判断をするとのことです。

問 業者の社会保険の加入状況について伺いたい。

(生活環境部長) 社会保険に入っている業者は四業者、未加入業者は七業者です。なお、法人事業所で常時五人以上の従業員のいる事業主は、社会保険に加入することになっていますので、該当する事業者に対

し、加入をするよう指導をしています。

今回一部導入した見積徴取方式による業者選定について

問 資源物収集業務のうち試行的に一部導入した見積徴取方式による業者選定に至った経緯について伺いたい。

(生活環境部長) 廃棄物処理法の契約は、廃棄物を適正に処理をするという大きな方針のもとに、それぞれ基準が決まっており、継続的に事業ができる、技術を持つている、契約に足りる額であるというような定めがあり、これまで契約を行ってきました。しかしこれからは公平・公正の面から随意契約で、一定の競争性を探り入れて実施して行うということです。

問 積算基準の概要と車両の減価償却費の具体的な基準について。

(生活環境部長) 一般廃棄物収集運搬業務の遂行に足る額として、賃金、社会保険料、車両の減価償却費など、また、車両の減価償却費については、廃棄物の運搬量、集積所の数、作業時間、収集日数、一日の収集回数、車両台数、走行距離、作業の効率性を勘案して積算をしています。



小川五十六 議員

保育園設立時の条件について

問 認可保育園を設立したいというときは、どのような条件をクリアしなければならないのか。

(健康福祉部長) 私立保育所を設置、経営することができる者は、社会福祉法人及び社会福祉法人以外の法人、団体が認められていますが、設置認可の申請にあたり、名称、位置、建物、その他設備の規模及び構造並びに、これに関連する図面、運営の方法、また設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類などが必要となります。

なお、保育所を設置する場合の定員規模は、原則として六十人以上とすることになっていきます。さらに、

保育所の設置を希望する者は、事前に市と協議を行っていたいただき、市の保育所整備計画の中で、その設置が位置づけられることが必要となります。

国・県・市の補助について

問 保育園の設立に関して、国・県・市からのような補助が受けられるのか。

(健康福祉部長) 公立の海浜保育所を例にすると、現在の定員は九十名となっていますが、平成五年度に整備しており、定員六十名、建築面積が七百八十三平方メートル、総事業費が約二億三千九百万円でした。これに対して、国庫補助基本額は五千三百八十三万一千円であり、国庫補助金額はこの二分の一の二千六百九十一万五千円、県補助金が千三百四十五万七千円、合計四千三十七万二千円でした。仮に、民間の保育所の場合ですと、これに県補助

金と同額の市の助成金が増算されます。

旧神栖町の保育園設立希望者に対する不誠実な対応について

問 六一九号線整備事業にかかわる用地買収で代替地を取得し、福祉関係の建物を建てようと考えていた方が、その当時の用地課職員に、代替地へ福祉関係の建物を建てることのできるかと何度も確認したところ、間違いないという回答でした。しかし、代替地取得後、この土地は建物を建てられない農業振興地域であることがわかりました。現在では農用地から除外され、福祉関係の建物が建てられるようになっていますが、この問題が起きてから十五年も経っている。千六百万円以上も出して農業振興地域の土地を買っているという事実と、この時間的損失をどう受けとめているか伺いたい。

(産業経済部長) 町道六一九号線整備事業に係る交換契約した土地については、当時、農業用地区域内にあるとの認識がなかったことから、当該事業の解決が長期化したところで、これは、否めない事実です。当該土地を農業振興区域から除外する方法として具体的には、随時変更と総合見直しがあります。随時変更は、都市計画法、その他法律上の課題をクリアした、明確な土地利用の提出が必要となります。当初より本人からの具体的土地利用計画がなかったため、随時変更はできなかった経緯があります。

もう一方の総合見直しは、神栖農業振興地域整備計画に基づいて、経済情勢の変動、その他情勢の推移により、おおむね五年に一度、必要が生じたときに変更可能となります。

農業振興地域整備促進協議会担当としては、当該土地についてのみ、総合見直しの対象とすることができ

なかった経緯があります。
その後、努力を重ね、平成十七年度総合見直しの中で地区除外の運びとなったものです。



飯田 耕造 議員

大学の誘致について

問 平成十七年第四回定例会で質問した大学の誘致について、市ではその後どのような対応をしたか伺いたい。

(市長) 少子化による入学志願者の減少や膨大となる地元負担などから、市単独での誘致はきわめて難しい課題であり、今後とも長期的な視点に立って、鹿行地域の共通の課題として取り組んでいきたいと考えています。

海岸のゴミ問題

問 去年の秋の低気圧によって、海岸に打ち上げられたゴミを撤去または回収する計画はあるのか。また、旧波崎町時代、約一万人規模のごみ拾いを行っていたが、再度行う考えがあるのか伺いたい。

(生活環境部長) 海岸法によると、一般海岸の管理は茨城県になります。しかしながら、海岸線のごみの散乱状況を考えますと、県だけに任せるというのも現実的ではありません。

市としては、旧波崎町での「取り戻そう美しい鹿島灘実行委員会」の活動を継承し、新たに「神栖市海岸清掃実行委員会」を立ち上げ、市民の皆さんの自発的な参加を呼びかけながら、今年五月ごろに海岸清掃を実施する予定です。

問 ジャイアントステップ号の座礁について、船首の部分は夏までに回収という

話を聞いているが、中央の部分と、船尾の部分はいつごろになるのか。

(生活環境部長) 船尾部分は、現在請負業者の選定中であり、業者が決定次第、調査を含めた解体業務に入る予定とのことです。撤去に要する時期等については、海中での作業となることや、外海のために天候等により大きく左右されるため、現時点では未定という回答をいただいています。また、水没している中央部は船尾部と接近しています。船尾部の作業が完了してから作業となると聞いています。

問 柳川から日川浜に通じるシーサイド道路で、風が吹くたびに砂が道路を覆い、通行できないような事態もおきているが対応について伺いたい。

(産業経済部長) この一帯は海岸からの飛砂を防備するための保安林として、県から指定されている区域で、

松林が砂に埋もれ、シーサイド道路まで砂が飛ぶ場所もあるため、砂防垣の設置を県に要望しています。

しかしながら、現場一帯が民有地であり、それぞれの土地の境界が確認できないため、地主の承諾を得ることができず、砂防垣設置等の対策が講じられないとのこと。今後とも、一日も早い対策が講じられるよう、県に重ねて要請します。

なお、道路の路肩の砂の堆積につきましては、当面安全パトロールとあわせて、適正な維持管理に努めていきます。



安藤 昌義 議員

農業振興について

問 当市の主要作物であるピーマン、トマト等施設園

芸と、米づくりについて、どのような振興策を考えているか伺いたい。

(市長) 市は県や関係団体、各農家と連携し、産地間競争、市場での優位性の確保、特産品の高品質化・ブランド化を推進します。なお、ピーマンは日本一の生産量となっており、今後も土づくり、減農薬、減化学肥料の推進を図り、安心安全な農産物づくりにさまざまな支援に努めます。米づくりについては、国による平成十九年度からの新システムとして、需要に応じ進めることとなりますが、買ってもらえる米づくりを推進していきます。

鹿島南部土地改良について

問 波崎地区の鹿島南部土地改良事業の整備状況は二千二百八十五ヘクタールのうち五百七十五ヘクタールに止まり、残り千七百ヘク

タール余りは休止状態にある。この事業は、農業振興や生活環境の改善が図られ、地球温暖化問題に対しても農作物はCO2を吸収し環境保全の役割を果たし、水田は大雨に対し調整池として水害防止に効果があると思うが、市としての基本的な考えを伺いたい。

(市長) 農業生産性向上、地域の環境整備のため必要な事業と考えています。しかし、近年、農業従事者の高齢化と後継者不足がますます顕在化し、兼業化による農地の遊休、耕作放棄地が増加する中、土地改良事業に対する組合員の関心が薄れてきているようであり、農村の混住化が進み、非農家が多数を占める中、事業の円滑な実施には、地域全体の理解が必要であると考えます。

遊休農地について

問 十八年三月議会で波崎地域の矢田部地区における大量の汚泥肥料の搬入問題を一般質問したが、その後、農地などへの不法な改良土まがいの搬入がどの程度発生しているか伺いたい。

(市長) 農地及び農地以外のものを含め、平成十八年三月以降で十六カ所を確認しています。その対策は、関係各課と県とが連携・協力しながら対応しています。が、なかなか効果が上がらないのが現状です。

問 新年度からスタートする不法投棄対策室が担当する事務、目的、及び規制する条例の制定について伺いたい。

(市長) 平成十九年四月スタートの不法投棄対策室は、波崎地域において残土まがいの土砂等の搬入が多発し、地下水汚染など、周辺の生活環境の悪化が懸念されるという問題が生じて

いることから、その解決に向けた取り組みを進めるため、環境課内に設置するものです。

なお、不法投棄対策室の事務は、市だけで問題が解決できるものばかりではありませんので、県や警察など関係機関のほか、地域住民の皆さんとの連携・協力をより一層、密にしながら対応していきます。

(生活環境部長) 新たな条例については、不法投棄対策室の執行状況等を勘案し検討します。



柳堀 弘 議員

神福の現物給付について

問 当市では、未就学児のマル福は現物給付方式で、小・中学生の神福は償還払いとなっているが、神福制度についても現物給付方式に変更すべきだと思うが、変更できるとすれば時期はいつ頃になるか伺いたい。

(市長) 県内医療機関での現物給付の実現に向け、請求システムの改正に取り組みますが、時期については医師会等関係機関と協議調整を図りながら平成二十年度の実施に向けて準備していきます。

青色防犯灯について

問 青色防犯灯は他の色に比べ感情を静め、夜間の見通しがよく犯罪抑制に役立つと聞が、安全・安心なまちづくりのために青色防犯灯に換えてはどうか。

(生活環境部長) 全国に先駆け、平成十七年六月より設置した奈良県に伺ったところ、犯罪件数が減少した地域もあるが、変わらない地域もあるようです。また、青色の街灯には陰気で寂しいといったマイナスのイメージがあり、威圧感を覚えるとも言われております。一定の効果が上げられる反面、犯罪防止に関する科学的な根拠は定かでないとの見解もあり、設置効果についてはなお検証が必要と考えています。



衣嶋幸次郎 議員

神栖市総合公園について

問 第一期整備のこれまでの進捗状況と第二期工事で検討委員会を開く予定があるのか伺いたい。

(都市整備部長) 平成十三年度より県事業で第一期工事を着手し、外周緩衝緑地、園路、桜並木、修景地、植栽、芝生広場、駐車場等の平成十九年二月末現在の進捗状況は、公園面積三十ヘクタールのうち、整備面積十一・八ヘクタールです。また、第二期工事で検討委員会を開く予定はあるのか、県に確認したところ、検討委員会の開催予定はないとのこと。

一般競争入札差金について

問 入札差金の取り扱いについてどのように考えているか。

(市長) 入札差金約五億三千三百万円のうち約一億四千六百万円を有機ヒ素対策など緊急を要する事業に、残り三億八千七百万円を市民と行政が一体となって推進する神栖市協働のまちづくり推進基金として積み立てます。

低い落札率が予算編成に影響を及ぼしてないか。

(総務部長) 建設工事の設計・積算は、茨城県土木部積算基準及び標準歩掛、実施表、単価表等に基づき適正に設計金額を算出していますので、予算編成時に影響を及ぼすことはありません。

老人休養ホームむつみ荘賄い業務委託の落札状況について

問 落札金額、落札率について伺いたい。

(総務部長) 落札金額は税抜きで八千万円、落札率は九十九・四％です。

契約及び指名業者の選定はどのように行ったのか。

(総務部長) 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで、三カ年の複数年契約です。また、指名業者の選定は市の指名参加業者名簿に登録されている業者の中から、施設管理業務を登録している者のうち、むつみ荘の近隣に事務所を置く五社を選定しました。

電線の高さ制限等について

問 市の電線の高さ制限はどのように定められているのか。

(都市整備部長) 道路法施行令第十一条第四号に、地上電線の高さは路面から五メートル以上とすること、ただし、既設電線に共架する場合、その他技術上やむを得ず、かつ道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれの少ない場合においては四・五メートル以上、歩道を有する道路の歩道上は二・五メートル以上とすることが規定されていますので、市では、この道路法施行令を遵守するよう指導しています。



塚本 茂 議員

環境対策の取り組みについて

問 市長は政策の一つに、豊かな自然環境を守り環境の保全と創造のための取り組みを行う決意を述べているが、「大型店舗の駐車場への植樹の義務化」、「宅地生垣づくりの奨励」、「校庭の芝生化」についてどのように考えるか。

(市長) 地域環境の保全や緑の復元を図る方策の一つとして、都市計画法に定める地区計画制度の導入や建築基準法に基づく建築協定制度を活用する方法があり、制度の導入については、市民の理解と協力、地域住民の合意が必要であり、まちづくり計画などの中で、環境対策についても検討していきたいと考えています。

(教育長) 校庭の芝生化については、当市でも整備をした学校がありますが、その度合いは極めて低いものとなっています。主な理由としては、児童生徒の使用制限、芝生の維持管理の難しさ、管理費等の問題によるものです。

正職員と臨時職員の 処遇について

問 市の臨時職員は最長でも一年しか働けず、生活の安定が得られないのではな
いかと思うが、資格を有す
る者等の職種にあっては雇
用期間の延長について改定
できないか。

（総務部長） 臨時職員は地
方公務員法に基づき六カ月
以内の雇用を一回更新でき
る制度になっていますが、
保健師や看護師、コンピュ
ター教育指導員などの非常
勤嘱託員については、通年
の雇用が可能になっていま
す。

公共工事の適正化に ついて

問 市の入札制度が改変さ
れたことにより一般競争入
札が拡大されたが、落札価
格が下がるという効果の反
面、建設業者が無理をしな
いと企業経営が成り立たな

いという弊害があると思う
が、地元業者の育成のため
に、地域貢献の実績なども
勘案する総合評価方式を導
入してはどうか。また、建
設業の他業種転換の行政施
策について伺う。

（総務部長） 総合評価方式
については、入札制度改革
推進委員会等の意見も聞き
ながら慎重に検討したいと
思います。また、建設業の
他業種への転換にかかわら
ず、中小企業者の金融の円
滑化を図り、商工業の振興
発展に寄与するため、神栖
市中小企業事業資金融資
あつ旋制度による支援を
行っています。

消防団について

問 現状の団員の数は適正
に確保されているのか。ま
た、団員の数の基準、今後
の消防業務のあり方、団員
確保等についてはどのよう
な考えなのか伺う。

（生活環境部長） 団員数の

基準については、神栖市消
防団員の定数条例で千百九
十五名の確保を目指してい
ます。団員数の確保につい
ては、団員数の減少に加え
ては、会社員が六割強程度を
占める現状となっており、
今後ますますその状況が進
行することが予想されるこ
とから、企業等に対して消
防団への協力依頼や各公的
機関での団員加入の促進、
各行政区を通じて消防団へ
の入団の呼びかけなどを検
討する必要がありますものと考
えております。また、今後
の消防業務に対しては、常
備消防機関である消防署と
連携を図りながら、消防施
設・資機材の充実を図り、
市民の身体、生命、財産の
安全確保に万全を期したい
と思います。



公設特養ホーム建設計画 中止に関するについて



高橋 治夫 議員

問 市長は公設特養ホーム
建設中止の理由に、今後新
たな財政需要が見込まれる
ということを挙げている
が、十八年九月議会の答弁
では、旧波崎町に係る上下
水道の改修や焼却場等解体
費用などに限定している。
十九年度行う学校の大改修
や、新交通システム導入事
業などの予算は、新たな財
政需要とみなさないのか伺
いたい。

（企画部長） 平成十八年九
月定例会で、合併前の格差
是正の予算とし十七億五千
万円計上していると答弁い
たしました。加えて、実際
の格差には道路舗装率や上
下水道の整備率などさまざ
まな社会資本の整備状況の

違いがあり、これらを「新
たな財政需要」と表現しま
した。

問 高齢者健康福祉計画・
第三期介護保険計画策定委
員会の設置目的、委員の構
成について伺いたい。

（健康福祉部長） 委員の構
成は、学識経験者三人、保
健医療関係者四人、福祉関
係者六人、被保険者の代表
者二人、合計十五人で平成
十八年一月十三日に委嘱し
ました。設置の目的は、高
齢者保健福祉計画・介護保
険事業計画に関する調査・
審議を行うものです。

問 策定委員会の計画書の
中に今後の取り組みとして
平成十八年度に五十床規模
の施設整備が決定されてい
るが、この施設はこの施
設を指しているか。

（健康福祉部長） 平成十八
年度に開設予定であった特
別養護老人ホーム・マリン
ピア神栖を指すものです。

道路整備等に係る優先順位について

問 道路や上下水道の整備について、年次計画を策定する中で、工事の優先順位はどのような基準に基づいて、誰が決定するか伺いたい。

(都市整備部長) 国・県補助事業あるいは継続事業は優先順位の上位とし、その他は、道路の利用状況等により緊急性、必要性等を総合的に判断して道路整備を実施しています。

大雨等排水など緊急を要する工事は、その都度応急的な対策は講じていますが、その後改修の必要な場合は、整備条件等を十分精査し、整備計画に組み入れる場合もあります。

問 特別養護老人ホーム・マリンプシア神栖前の道路、側溝整備、及び上下水道、消火栓等の工事は緊急を要したようだが、この工事の工程についてその時間的な

経過を伺いたい。

(都市整備部長) このエリアは波崎レクリエーション拠点整備計画区域で、民間や県が整備したサッカー場、社会福祉法人しあわせ会ハミングハウス、また特別養護老人ホームなどの施設が建設中であつたことから、排水路、市道、上水道の整備をしました。

なお、工事完成までの経過は、平成十八年三月八日測量設計契約、同月三十日設計図書納品、四月二十四日起工決議書決済、二十八日入札公告、五月二十二日開札、六月一日契約締結、九月二十九日工事完成し、十月十一日竣工検査となっています。

補助金等審査会規則の改正について

問 十八年十一月にこの審議会の委員が、議員三人と学識経験者五人から、行政全般に見識を有する者五人と公募五人に改正されまし

たが、改正の理由と、市民の代表である議員を除いた理由、及び委員の選定基準について伺いたい。

(市長) 行財政改革の中、市町村等の自治体が担う役割はますます大きくなり、自立と責任が一層求められており、市民と行政が互いに進める市民協働のまちづくりはますます重要です。

この考えのもと、補助金等審議会などの付属機関については、多くの市民参加による運営にゆだねることが必要と考え見直しました。

(企画部長) 公募について、公募選考要領を定め選考委員会を設置し、応募者が提出した小論文の審査を行いました。選考の基準は、委員会の重要性を認識していること、積極的な参加意欲が認められること、提案力つまり企画力が認められることの三点です。五人が応募され結果として全員に委嘱しました。



関口 正司 議員

税制改定と市民のくらし

問 制度改正もあつて税収は大幅に伸びていますが、市民への負担増の原因を伺いたい。

(総務部長) 国から地方への税源が移譲され、国税である所得税の減税と地方税である個人住民税の増税を同時に同規模で行うこととなつています。現行の個人住民税所得割は県民税が二％、三％の二段階、市町村民税が三％、八％、十％の三段階の税率構造となつており、この税率を一律十％の比例税率に見直すことによる個人住民税の増額分です。

問 企業への立地の固定資産税が減税され、それがさらに三年間延長されたが、

市民に対する住宅リフォーム助成制度は三月でストップする。市民への減税措置を考えているのか伺いたい。

(市長) 神栖市産業活動活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例は、産業活動の活性化のための企業誘致及び雇用機会の創出を図り、もつて市民生活の安定及び向上に資することを目的に策定しています。

また、この条例以外の減税措置は現時点では考えていませんので、今後においても、地方税法及び市税条例の規定に基づいて対応していきたいと考えています。

国保と健康

問 国民健康保険の資格証明書書の交付の現状とまた、負担増と滞納の悪循環に歯止めをかける対策をどう考えているのか伺いたい。

(健康福祉部長) 政令で定

める特別な事情もなく滞納している方につきましては、保険証以外で資格証明書を発行しています。平成十九年二月末現在の資格証明書の発行状況は五百十一世帯、そのうち一人世帯が三百五十九世帯となっており、その多くが四十歳以下の若年層が占めており、受診の機会が極めて低い状況にあると思います。

地方税法の改正により所得割課税分が負担増となり、保険税納付額が増額となっていることは事実です。そのような方については、面談等による納税交渉を行いまして、収納率の向上に努めているところです。

介護について

問 介護保険料が昨年の四月から大幅に引き上げられたが、原因と現状を伺いたい。

(健康福祉部長) 現行の第三期介護保険事業計画の中で介護給付費総額を推計

し、これに基づき第一号被保険者保険料を算定しています。

第一号被保険者の保険料の現状は、平成十五年度から十七年度までの三年間を計画期間とする第二期介護保険事業計画においては、基準額が月額で二千五百二十円、年額にすると三万二千四百四十円になります。これに対して、平成十八年度から二十年度までの三年間を計画期間とする第三期介護保険事業計画においては、月額三千二百円、年額三万八千四百円となり、比較すると月額で六百八十円、二十七%の増額となっています。

問 後期高齢者の介護と負担はどうなっていくのか。

(健康福祉部長) 後期高齢者医療保険料の徴収方法は、介護保険料と同様、年金受給額が年額十八万円以上の場合には年金から天引きする特別徴収、年額十八万円未満の場合は普通徴収となります。ただし、介護保

険料と合わせた保険料の額が年金受給額の二分の一を超える場合には、介護保険料の特別徴収が優先され、後期高齢者医療保険料は普通徴収ということになります。

なお、介護保険の給付制限にしましては、介護保険制度に基づくものでございますので、介護保険料の滞納がない限り介護保険給付が受けられます。

環境問題と「三」

問 生ごみは資源としてどのように回収され、今後どのような対策を講じていくのか。

(生活環境部長) 生ごみの処理については、大変水分等が多いということで、それぞれのご家庭の皆さんには、まず生ごみの水切りのお願いをしています。その後、生ごみについてはコンポストによる堆肥化等も含めてお願いをしているところですが、この辺について



長谷川治吉 議員

市職員の人材育成について

問 現在どのような人材育成策の取り組みをしているのか、また、職場研修指導の資格者の状況について伺いたい。

(総務部長) 職員の資質の向上と能力開発を図るため、職場外研修、派遣研修、職場研修、自主研修を実施しているところです。職場研修（OJT）においては、職場において指導的な役割を担うために、茨城県自治研修所の講師養成課程にお

は市としても、電動のコンポスターあるいは地上設置型のコンポスト等の補助金をもらっていただきながら生ごみの減量に努めているところです。

消防団の活動環境について

問 消防団員数は減少し、平均年齢も各地で高齢化が進んでいる状況だが、神栖市として、二十一世紀の消防団のあるべき姿として、機能消防団員または分団の新編成について伺いたい。

(生活環境部長) 機能別団員、分団の新編成の取り組みについて、神栖市におい

いて、地方自治制度九名、地方公務員制度十名、地方財務事務二名、法令実務六名、文書事務十二名、接遇二十名、公務員倫理九名、JST基本構想三名、事例研究一名、創造的問題解決三名、OJT実践コース三名、セクシユアルハラスメント防止二名、合計八十名が講師養成課程修了者となっています。このような研修制度の中で、地方分権や市民ニーズに対応できる人材の育成に取り組んでいるところです。

委員会での審査経過

本会議において二十五件の議案が所管の常任委員会に審査付託となりました。審査の結果、最終日の本会議において各委員長からいづれも可決すべきものと報告されました。

●総務企画委員会

(田中 三郎 委員長)

〔議案第七号〕

問 地方自治法の改正により助役が副市長に、収入役が会計管理者に改められるが、会計管理者の位置づけはどのようになるのか伺いたい。

答 会計管理者は一般職員であって部長職を考えています。

〔議案第八号〕

問 休憩時間を廃止することとは、労働基準法に抵触しないのか、また、休憩時間は、労働基準法によって決まっているのではないか、労働基準法が改正されたのか伺いたい。

答 休憩時間と休憩時間のうち、今回廃止するのは休憩時間で、勤務時間内である午前に十五分、午後十五分が設けられており、この休憩時間を廃止するものです。また、労働基準法での抵触はしていません。なお、休憩時間は勤務時間以外です。

〔議案第九号〕

問 不法投棄対策室は今後どのような活動をするのか伺いたい。

答 不法投棄対策室は、波崎地域を中心に残土や砂利、産廃の関係や環境の保全、地下水の保全など、不法投棄への対策を徹底するものです。

問 廃棄物不法投棄監視員

齢は三十二・六歳、団員のうち会社員の占める割合は六十四・二%、やはり神栖市においても、ここ十年の中で団員数は全体で三十名程度減少し、平均年齢は一歳から二歳程度の上昇傾向を見せています。原因としては、団員のサラリーマン化などが考えられますが、団員確保については、継続的に各公共機関を初め、企業、行政区等への消防団活動の協力依頼や団員加入の働きかけを実施して行きたいと考えています。

砂丘荘跡地土地利用について

問 土地利用についてはアソケート等の実施を通して市民の意向を把握すべきではないか、また跡地のみの土地利用計画なのか、周辺を含めたものにするのか伺いたい。

(市長) 砂丘荘跡地を初め、グリーンスポーツセンター跡地から波崎体育館周辺、

豊ヶ浜運動公園までの七ヘクタールを一体的に整備するため、砂丘荘跡地等整備事業基礎調査を実施しています。また、波崎東部地区には、サッカー場を中心としたスポーツ合宿、海水浴、サーフィン、釣りなど、さまざまな目的を持った観光客が訪れる観光産業の中心地でもあることから、波崎東部地区のあり方、導入施設の種類の、民間活力の導入を含めた整備方法を検討し、多くの方々に喜んでいただけるような、また地域の活性化につながるような施設の整備を考えています。



旧砂丘荘

でも全国的な傾向と同様に、団員数の減少の傾向が見られます。機能別団員の導入については、有効に活用が図ることができれば、団員数確保、さらには消防団の効率的な組織活動へつながる可能性があると考えています。導入の際には、OB消防団員、女性消防団員、大規模災害団員などの種別の決定、報酬など身分保障の検討が必要であり導入したとしても形骸化することなく、組織として継続的に活動するものでなければなりません。それらを十分考慮し、消防団幹部への提案、協議をして行きたいと考えています。

問 神栖市の消防団員定員数は千百九十五人であるが、現在何名在職しているのか、また、平均年齢、サラリーマン化率等の内容について伺いたい。

(生活環境部長) 平成十八年四月一日現在、実団員数千百三十三名で、充足率は九十四・八%です。平均年

の廃止の理由を伺いたい。

答 違反者に注意などをし
て、トラブルや事故等が起
きては困ることから今回、
不法投棄対策室を設置し、
廃棄物不法投棄監視員を廃
止するものです。

〔議案第十二号〕

問 まちづくり特例市を推
進するにあたり、開発行為
の事務が県から移管される
と、時間的に、どの程度短
縮となるか伺いたい。

答 開発行為の手続きは、
日数としては変わりません
が、鉾田の鹿行総合事務所
までの時間が省けます。

〔議案第十四号〕

問 条例を制定し、一般競
争入札差金の一部を基金と
して積み立てようとするこ
とですが、今後も同様に基
金に積み立てをするのか、
また、この差金を少子化対
策などの福祉に充てる考え
はないか伺いたい。

答 次年度以降も差金が生
ずれば積み立てをしてまい
りたいと考えています。ま

た、工事差金は不安定な財
源でありますので、基本的
には福祉政策は、一般財源
の中で措置するべきと考え
ています。

●健康福祉委員会

(伊藤 大委員長)

〔議案第十六号〕

問 波崎東部地区保育所の
統廃合の経過を伺いたい。

答 昨年七月から、各保育
所の保護者会へ説明会を開
催しました。十八年九月定
例議会中に健康福祉委員会
(議員)の現地視察があり
ました。なお、第一保育所
保護者会から市長あて(統
合反対の)請願書が提出さ
れましたが、統廃合の方針
に変更がないこと及び児童
や保育環境に十分配慮する
旨を回答しました。

(参考) 波崎公立三保育所
統廃合について

平成十八年度 各所保護
者への説明会。第二保育所
に調理室を新設及び保育室
等の改修。

平成十九年度 第三保育
所を廃止し、第二保育所に
統合。保育室等への空調設
備の整備。

平成二十年 第一保育
所を廃止し、第二保育所に
統合、「神栖市立波崎保育
所」とする。



第2保育所に新設された調理室

問 波崎第二保育所の駐車
場は少ないがその対応につ
いて伺いたい。

答 次の対策をおこないま
す。道路反対側にあるプー
ル駐車場について、水はけ
対策のため補修を行いました。
横断に際しての新たな
信号機の設置要望しまし
た。横断歩道用の旗を設置

し、職員による交通指導を
行います。近くの水産会社
の駐車場に若干の空きがあ
るようですので、利用でき
るようお願いしています。

〔議案第十七号〕

問 放課後児童クラブを利
用できる児童は、小学一年
生から三年生となっている
が、六年生まで利用できな
いか伺いたい。

答 文部科学省では全小学
生を対象とした放課後児童
プランを進めており、当市
でも十九年度に検討してい
きます。

問 入・退室マニュアルに
ついて伺いたい。

答 児童が帰る際につい
て、親が指定した人のみと
しています。家庭問題等の
場合もありますので、その
ような対応を取っていま
す。

〔議案第十八号〕

問 六月から住民税が改正
になりますが、利用料金の
区分などに変更はありませんか。

答 今のところ国から示さ
れていませんので、現在で
はわかりません。

●教育環境委員会

(小山 茂雄 委員長)

〔議案第十五号関係〕

問 照明を設置しての利用
時間の延長は非常に利用者
の目線に立った対応であり
ますが、利用料金収入が平
成十九年度の予算編成の中
で、見込んで含まれている
のかどうか、伺いたい。

答 利用料金の収入の、十
九年度分については、文化
スポーツ振興公社に指定管
理者として三年間管理委託
していますので、利用料金
につきましては指定管理者
の方に、公社の方に入って
きますので一般会計には入
りません。

問 現在の神之池庭球場の夜間の利用状況はどのようなになっているのか、また夜間利用に際して、防犯上のトラブル、問題等がなかったか伺いたい。

答 神之池庭球場の夜間利用者は千七百五十九名で、利用料金は三十九万一千七百円です。またトラブル、防犯上の問題等はございません。

〔議案第二十号関係〕

問 上水道について、合併後の格差については、たとえば料金の改正、加入金、手数料はどうなるのか、伺いたい。

答 使用料金、加入金、手数料関係については現在十五名で構成している、水道料金等検討協議会で、本年九月を目途に、料金、加入金、手数料等も含め、協議していただいている状況です。

問 上水道給水設置工事費に関して、奨励金（補助金）の交付についての現状はどうなっているのか。

答 市では神栖地域を対象に最大工事費約五十万、その二分の一の二十五万までを限度として市の奨励金（補助金）として交付しています。実際には一件につき、概ね補助金額で十万程度です。奨励金も含めて十九年度中に整理、統合し、それぞれを水道料金等検討協議会の中で協議、答申をいただきながら、現在該当してない波崎地域にも、二十年からは該当させられるようにできればと考えています。

●都市産業委員会

（野口一洋 委員長）

〔議案第十三号〕

問 茨城県内では道路占用料の徴収の状況はどのようなになっているか。

答 県内全体は調査してありませんが、近隣の調査状況では、鹿嶋市は平成十五年から、鉾田市は十七年から占用料を徴収しております。また、行方市と潮来市は平成二十年度から徴収する予定となっております。なお、参考までに銚子市については昭和六十年代から占用料の徴収を行っております。

〔議案第十九号〕

問 特別小口融資補償制度については、連帯保証人及び土地担保を徴しないとあるが、保証人が必要となる場合もあるか。

答 現行では特別小口補償の場合はこの限りでないとあり、改正の特別小口融資

補償制度を適用する場合は連帯保証人及び物的担保を徴しないものとするということに改正しようとするものです。

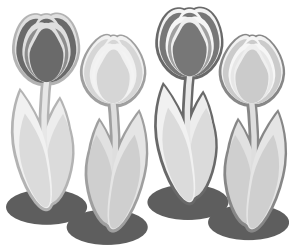
〔議案第三十五号〕

問 現在の神之池緑地公園の使用料は、国有財産管理委託契約により無償とのことだが、これからも借りた方がよいのではないか。

答 平成十七年十一月に財政制度審議会の中問答申がなされており、その中で地方公共団体の要望により利用する場合は要望の受付期間を原則二年とし、要望がない場合や契約が締結されない場合は、一般競争入札により売却することが適当であるとなっており、今回購入することになったものです。

問 近隣の市町村と比べて、当市の公園や緑地の面積は多いようだが、全体計画の中でこの再整備の目的はなにか。

答 子供からお年寄りまで



憩える場や水質の悪化を是正するという意味を含め、市民協働のまちづくりの観点から、広く市民の意見を反映するため、ワークショップ（研究集会）により案を取りまとめております。また国道一二四号線から直接出入りできるようにする考えです。

〔議案第四十号〕

問 市道として認定する場合の認定基準は何か。

答 一般市道の場合には道路幅員が四m以上で、原則として通り抜けが出来る道路については、住宅の張り付き状況等を総合的に勘案し、基準に合致している場合は認定することになります。

● 予算特別委員会

(三好 忠 委員長)

議案第二十八号

〔歳入関係〕

問 個人住民税の増税について伺いたい。

答 個人住民税の十八年度課税額は三十一億一千五百二十八万円、平成十九年度は四十三億六千六百六十七千円です。市民一人当りでは十八年度七万八千六百五十二円、十九年度は十万六千二百二十四円で、比較しますと一人当り二万七千五百七十二円増額となっています。主な理由は、国から地方への税源移譲により住民税率が一律十%となったことによります。

問 好景気による市税増収により、財政力指数などどのような影響がありますか。また財政力指数が一・六を越えると大規模償却資産税は県に入り、波崎地域が一・〇を超えると合併特

例債も全額返済(市負担)になり合併の最大のメリットがなくなるのか。

答 大規模償却資産税に限らず、個人・法人市民税の増加により財政力指数は、神栖地域は二・〇を越え、波崎地域も一・〇前後の可能性がありますが。この場合の影響はご指摘のとおりです。

問 新たな進出企業に対する固定資産税の減免特例措置について、平成二十年操業予定の中国木材、アマテックス、日本水産等の適用について伺いたい。

答 平成十六年から実施している十割の減免制度は、平成十九年からは減免額が二分の一となります。なお、県にはこの制度がありません。

問 鹿島港のトンネルと税について、北公共埠頭建設との関係について伺いたい。

答 鹿島港へ入港する外国船に課税され、一トン当り二十円で、十九年度は前年

と同額の三億二千万円を計上しました。なお北公共埠頭に外国船は入港しないので影響はありません。

問 二億七千万円計上している地方交付税は、旧波崎分と思うが、今後の見通しと、旧波崎町の財政力指数の推移について伺いたい。

答 国の施策として三年をかけて不交付団体を三十%増やすという交付税制度改革を行っていきますので、今後、財政力指数一・〇を超える見込みは強いと認識しています。

旧波崎町の財政力指数の推移は、平成十五年〇・八五五、十六年度〇・八七九、十七年度〇・九〇四、十八年度は〇・九一八です。

問 私立保育所と公立保育所の入所状況と待機児童数について伺いたい。

答 平成十九年度、私立十四カ所の保育所に千六百八十人、公立五カ所の保育所に五百六十人の合計二千

二百四十人の児童の入所を見込んでいます。また、待機児童数については神栖地域で約七十人、波崎地域の土合、太田地区から神栖地域にかけてで約二十人、合計九十人程度の見込みです。なお現在、民間の保育所開設の相談が来ているので、これに支援を行うことにより待機児童の解消に努めていきます。

問 市営住宅の収納状況について聞きたい。

答 昨年十二月末の現年度分の未納額は、神栖地域で五名で二十二万六千九百円、波崎地域で四十九名、二百七十六万三千九百円です。過年度分は波崎地域で二百三十一名が千七百九十一万円を未納となっておりますので、引き続き納付勧告や個別徴収をしてまいります。

問 転入された人から、ごみ収集指定袋の値段が高いと聞くが、流通ルート等について伺いたい。

答 市が作成し、商工会に各小売店への卸をお願いしています。市民への販売価格の上限は指定していますが、実際の小売店での販売価格は、各店がそれぞれ決めています。主なサイズの卸価格等は次のとおりです。

袋の大きさ	市から商工会への卸価格	小売価格の上限	20枚入りの場合の小売価格の上限
30 ㍻	5 円 50 銭	9 円 50 銭	200 円 以下
45 ㍻	8 円 50 銭	12 円 50 銭	263 円 以下
備 考	1 枚 当 り， 税 抜 き		税 込 み

議案第二十八号

〔歳出関係〕

〔総務企画関係〕

問 地区公民館等を建設する場合の補助金について伺いたい。

答 地区集会場を建設する場合、建築費の三分の二で限度額は千二百万円です。

問 市の法律相談の状況等について伺いたい。

答 市の法律相談は、二人の弁護士に依頼し、週一回、月四回で、相談一人に対して約三十分の相談時間で、一日八人の相談を行っております。

問 神栖市の選挙の投票終了時間を午後六時までに時間短縮できないものか伺いたい。

答 公職選挙法では、午前七時から午後八時までですが、近隣の市町村の状況等を参考に今後、選挙管理委員会等で検討してまいります。

問 デマンド方式の乗り合いタクシーについて、今年度試験的に実施するとのことですが、その概要について伺いたい。

答 現在事業計画を策定中ですが、今後、タクシーやバスなどの事業者代表や市民代表、国・県などの関係機関等で構成する地域公共交通会議の開催、国土交通省の事業認可などの手続きを経て、十月頃には試験運行を開始したいと考えています。

問 新たに試験的に実施する乗り合いタクシーの利用方法や利用料金等の内容について伺いたい。

答 利用者には事前登録していただき、利用範囲は市内をいくつかのエリアに分けますが、そのエリア内となります。乗車は自宅ですが、行き先を病院、ショッピングセンター、金融機関、公共施設などに限定し、効率性のよい運行を考えております。また、利用料金は先進自治体の事例

を参考に三百円程度が適当かと考えています。

問 波崎地区にある、ゆーぽーとに温泉の計画をしているが、その事業内容について伺いたい。

答 現在、県に掘削許可の申請をしていますが、約千三百メートルを掘る計画をしています。また、事業費として、温泉の掘削事業費五千万円、温泉の汲み上げポンプ設置費等に五千万円、県から一億円の補助金を受けて事業を行うもので

〔健康福祉関係〕

問 シルバー人材センター事業助成金が前年より三百八十三万八千円増えている理由と、総額約四千三百万円の中には、市内パトロール車や公園の草刈などの業務委託料が含まれているのか伺いたい。

答 パトロール車の委託は防犯対策費に、公園の草刈は都市計画費になど目的に応じて予算措置をしていますので、四千三百万円余りの事業助成金には含まれていません。毎年縮減の方向で進めています。平成十九年度は車両の買替えが増額の理由です。

問 むつみ荘の建て替えのための基本設計委託料について、建設当時は全国でも国民宿舎など地域に貢献する目的の施設がつくられたが、市内でも民間の宿泊施設等が充実している現在、市長は就任以来民間にできることは民間にと言われて

いるが、この新たな施設の創設する根本的な真意を伺いたい。

なお、今の施設と違うものを作るのであれば、公の負担で作るのですから、民間の施設と機能を分けたものをつくるべきと考えるか。

答 むつみ荘は昭和四十七年建築後三十四年経過し、老朽化などや利用者が減少しています。そのため昨年、地域の代表、シニアクラブや議員等による運営検討委員会を開催し、検討した結果、市内の利用者が少ない宿泊機能は廃止し、年間約一万人の高齢者等の利用がある宴会機能や、憩いの場になるような施設の検討をすすめるべきとなり、現在地へ建てかえるのではなく、市内の温泉施設等との相乗効果も考え適地に建設すべきとの結論も出ています。



問 生活保護費について十億程度計上されているが、近隣市と比較して多くないのか伺いたい。

答 当市の保護率は五・五パーミル（千分の五・五）で、県平均と同じです。鹿嶋市四・二％、潮来市が七・三％、銚田市六・五％となっています。

問 国民年金の状況と無年金者について伺いたい。

答 平成十八年十二月末現在二万六千七百七十八人加入、受給者は一万三千三十六人です。無年金者は七十歳までに受給権のない人ですが五百三十五人います。当市の納付率が四十九・七％と低いことから無年金者は増えると思われます。その対策として、二十才以上の人へ通知や、社会保険庁の特別徴収、また減免制度等の広報を行っています。

〔生活環境関係〕

問 防犯対策支援活動業務委託料千六百二十七万四千円の内容について、またパトロール中の緊急連絡体制はどのようなになっているのか伺いたい。

答 委託先はシルバー人材センターに委託をしています。活動内容としては、公共施設、通学路、各商店の駐車場等をパトロール車で巡回する内容です。緊急の場合、基本的には、まず警察に通報した後、防災安全課へ、それから防災安全課より関係機関、例えば教育委員会等へ連絡をするという連絡体制をとっています。

問 斎場管理費中の取付道路工事費、また、建物修繕工事費の内容について伺いたい。

答 かみす聖苑は海に近く建設されている関係で、海側の市道が風雨等により車問客等々、通行に支障をき

たしている状況であり、迂回路を造るための、工事費です。修繕工事費は、現在二階部分の、トイレや待合室等が雨漏りをしており、十九年度に修繕したいと考えています。

問 救急車の出勤状況と課題を伺いたい。

答 平成十八年度の出場件数は、鹿島南部地区消防事務組合全体で五千三百二十五件、神栖市内は三千七十七件です。搬送人員は、全体で五千百九十四人、神栖市内で二千九百四十四人です。課題点は、小児救急医療について、平成十八年度では、七歳未満の搬送人員が三百七十七人、全体の搬送人員の七・三％ですが、この内、管外搬送人員が二百十四人、五十六・八％を占めています。小児患者に関しては、管外遠方への搬送が多くなっているのが現状です。これは、市内における受け入れ病院が少ないことによるものです。なお、平成十八年十月二日か

ら白十字総合病院で平日夜間診療ということ、月曜日、水曜日、木曜日、金曜日が開設され、平成十九年四月二日からは平日午前の診療が実施されると聞いています。

問 災害時の備蓄品について、食料は備蓄してあると思うが、粉ミルクや薬品を備蓄しているか。また市では備蓄品の有効期限切れの廃棄はどうしているのか伺いたい。

答 非常食関係の備蓄ですが、茨城県の地震被害予測システムによるシミュレーションに基づき、常住人口の五％、四千六百人分を目標に備蓄をしています。市では防災訓練、水防訓練を実施していますので、そのときに乾パンや水を使用していますので、期限の切れるまで置くことはありません。（粉ミルクについては、特に今保存はしていません。）

〔都市産業関係〕

問 土木費が急速に伸びた理由は何か。

答 道路の維持管理費と新設道路工事について、それぞれ前年度より一億円づつ伸びているのが主なものです。

問 住宅利子補給金については、どのような効果があったか。

答 十八年度の対象工事は約三億円となり、市内の工業の振興、活性化に寄与したものと思います。

問 シーサイド道路通行止めの問題については、検討委員会と土地問題専門委員会があるようだが、どのような内容の委員会か。また、この問題の取り組みについて伺いたい。

答 検討委員会については、地域住民へ現状を理解を得るための説明と協力を求めつつ、シーサイド道路

の必要性、重要性を提言するものです。更に、土地問題専門委員会については、司法書士、土地家屋調査士、弁護士により、専門的な見地からこの問題をどのように解決したらよいかを提言いただくものです。

また、この問題は、地権者との交渉を進めてまいりますが、交渉が叶わない場合は迂回路を検討することになります。

問 西部地区コンビナートに建設中の中国木材(株)が今年の五月十日から一部操業になると聞かれましたが、その原材料等は地球温暖化問題にながっていないか。

答 中国木材が輸入する原木は、環境破壊につながる熱帯雨林を伐採したものでなく、年間一億本の苗木を植え、五千万本の植林をしている北アメリカの企業と提携し、五十年サイクルで育成、伐採を行っており、常にエコロジーを追求していると聞いております。

問 二酸化炭素削減のための一環として、学校での記念植林等の運動をする予定はないのか。

答 総合計画の中で、主要施策として、どのような植林事業ができるか検討させて頂きます。

問 日川浜オートキャンプ場については、指定管理委託料が年間七百四十万円かかっているが、地元の人が利用する性格の施設ではなく、市外の人のために維持しているオートキャンプ場を廃して、地元の人のための施設にしてはどうか。

答 オートキャンプ場の整備については、当初、観光客誘致の事業の一助にしていく考えがあったもので、現在は施設の老朽化もなく、存廃については慎重な論議と調査のための期間が必要だと考えます。

〔教育委員会関係〕

問 小中学校での教職員の配置状況について伺いたい。

答 教職員配置については、基本的に茨城県教育委員会が配置するものです。学校の教職員は児童・生徒の数によって定数が決まり、平成十八年度の状況は、小学校十六校の定数は三百六十三名。その中で、講師は二十七名。中学校は、定数が二百四名で、講師十七名となっています。この他に、産休、育児休暇あるいは療養休暇によって、その都度休暇期間中の教員の補充として、小・中合わせて講師が三十名となっています。

問 私立幼稚園の、保護者負担について伺いたい。

答 平均的な数字ですが、保護者負担は、保育料、入園料で二十二万円ほどかかるようです。市から保護者へ月七千円の補助をしています。差し引き十三万六千

円の負担となります。因みに公立の方は、月三千元で、年額三万六千円の負担となります。

問 小中学校費の教育振興補助金の内容を伺いたい。

答 小学校は千八百七十九万二千元で、修学旅行や宿泊学習に係る費用の個人負担の軽減を図っています。内容は修学旅行に七千五百円、宿泊学習で一人二千元の補助をしています。また、音楽活動などのバス代ということで計上しています。中学校は、修学旅行で一萬五千元、それ以外に對外競技のバス代、スキーの自然教室への宿泊費の補助等です。

問 貸付奨学資金、一億三千万円余について、三月一日の広報かみすでは百名募集とありましたが、将来の人づくりでもあることから、百名を超えた場合でも適格者、適任者がいた場合は補正予算等、何らかの方法で対応すべきと考える

が。
答 奨学金の一億三千五百六十万円ですが、新入学生は百人を対象とし合計一億三千万円余ということです。百名を超える場合、昨年は対象者七十人で予算化をし、六月に補正し、九十三人に貸し付けをしている状況です。今年も、当初予算では百名を要求していますが、現在、申し込みを受けている途中であり、四月から入学が正式に決定すれば、申し込みをしていただきたい。



議案第二十九号

(国民健康保険特別会計)

問 特定健康診査実施計画

策定業務委託は、医療費改革でいわゆるメタボリック症候群の対策なのか。

答 高齢者の医療の確保に関する法律により、平成二十年頃から始まる四十歳から七十四歳までの人に対する計画の策定委託料です。

当市の四十歳から七十四歳の国保加入者数は一万九千八百七十六人、平成十七年の検診受診者数は五千二百九十六人で、受診率は二六・六%ですので、計画の実施に向けて準備を進めていきます。

問 出産育児手当一時金に

対して、他の自治体では例えば第三子以降への給付などがあるが、市として今後、給付を上げる考えはないか。

答 神栖市としての少子化対策を、一度きちんから見直すことを考えています。現在の市独自の施策、国の制度を含め洗い直す中で、第三子以降についても議論、検討していきます。

問 出産育児一時金の給付

時期について伺いたい。

答 申請により本人の口座に振込んでいますが、また病院へ直接振込みもできるような規則の改正を行っています。出産前に対応するため貸付金制度があります。

議案第三十号

(老人休養ホーム特別会計)

問 むつみ荘に関する陳情

書が出ていますが、運営状況について伺いたい。

答 宿泊利用や施設についてのご意見を頂きましたので、すぐに改善できるものは改善するよう現場に指示しました。

議案第三十一号

(公共下水道事業特別会計)

問 公共下水道事業の普及

率と、使用料が伸びない理由について伺いたい。

答 普及率については、行政人口に対する下水道の利用人口であり、下水道の面積を拡大しないと、普及率が上がらないことになりま

す。主な原因は波崎東部地区幹線の一部未整備、かんきょ管渠の改築、調整区域に人口が多い(市街化区域が主に認可区域)等があります。また、使用料についても、普及率に比例して下水道の利用人口が増加しないと使用料が増えないことになります。

の汚水対策については、合併浄化槽の対応が考えられます。今後、費用対効果等を勘案して調査研究をしたと考えております。

問 公債費比率については、歳出の二十五%になり、金利だけでも十一%となっているが、これを下げることが緊急の課題ではないか。

答 公共下水道工事は、国庫補助金、地方債、受益者負担金及び一般財源からの繰入金で整備をしています。が、地方債を少なくすると一般会計からの繰り入れが多くなります。事業効果は後世代に及ぶため、世代間の公平化を考慮し、下水道整備と普及率の向上を図っていききたいと思っています。



問 市内全域で公共下水道

を行うのは難しいと思うが、公共下水道以外の研究をしてはどうか。

答 公共下水道未整備地区

議案第三十三号

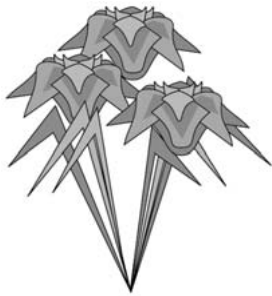
(介護保険特別会計)

問 包括支援センターの設置力所や概要について伺いたい。

答 現在、保健福祉センター内に一カ所で市内全域をカバーしています。しかしながら（波崎）東部地区の方が高齢化率が高く、包括支援センターの需要も高いことから、十九年度からは波崎総合支所に設けます。さらにエリアを三つに分け、三カ所にすることも考えています。

問 特別養護老人ホームの公設と私設（民間）との違いをどう分析しているか。また、入所待ちの状況について伺いたい。

答 県内での設置状況は、民間百五十四カ所、公立四カ所です。要介護度や施設の体制、部屋のタイプが同



一の場合は、公設・民間にかかわらずサービスや自己負担の差はありません。なお、財政的には公設の取り

止めにより、国・県補助金を除いた約十億四千六百万円が軽減されました。

また、在宅での入所待ちの十五人については、市内三つの特別養護老人ホームがあり、まだ満室ではありませんので対応が可能であると考えています。

議案第三十四号

(水道事業会計)

問 水道の歳入（料金収入）について、順調な増収となつていますが、この経緯を伺いたい。

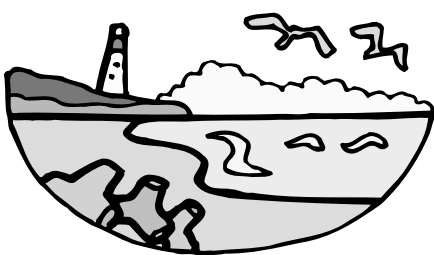
答 現在、市民からの要望等も含めて、配水管の管網整備、施設改良等を行い、市民に安心・安全な飲料水の供給を図ったことから、水道の普及率が若干ではあります。向上しており、営業的には若干の黒字となっているところ。です。

問 合併後旧神栖と旧波崎の水道料金がまだ一元化されていないが、一元化された場合、合併の原則が貫徹するのか。

答 料金は安く、サービスは高くというような背景かと思いますが、現在の料金関係につきまして、神栖市水道事業料金等検討協議会を立ち上げ、この検討協議会の中で、どのような形の料金体系にしていくなか、神栖市水道事業を運営していくにはどれだけの料金、加入金、手数料、奨励金も含めまして、適当かというようところで現在議論をしているところです。目標として、本年の九月を目途に一つの方角性を見出せればと考えています。

問 料金徴収の件について、民間委託をしています。が、その業務委託形態、業務内容について伺いたい。

答 業務委託については、上下水道料金ということ。で、旧神栖町におきましては平成十四年十月から、旧波崎町につきましては平成十七年八月から、民間の専門会社に委託しています。主な委託内容ですが、受付、窓口業務すべて上下水道委託しています。上水道の各家庭の開閉栓関係、検針、併せまして収納業務、徴収関係も委託しています。



土研跡地土地利用推進検討特別委員会

(山本 守 委員長)

本特別委員会は、土研跡地（土木研究所跡地）の土地利用推進検討について調査研究のため、委員16名をもって構成し、平成18年6月16日に設置され、これまで本市の振興・活性化に向けた「土研跡地の有効利用」の諸方策のあり方について、精力的に調査を進めてきました。平成19年第1回定例会において、検討結果の報告をしました。

【検討結果報告】

I 土研跡地の目指すべき姿

早期に土地を取得し「首都圏の東の玄関口並びに鹿行地域の中心都市」を目指す。

II 土研跡地を生かした地域振興方策のあり方

①国・県等の出先機関を誘致すること。

- ・税務署、裁判所、検察庁、法務局の新設を図ること。
- ・県の総合事務所を誘致し、一箇所に集約すること。
- ・治安の確保を図るため、警察署の新設を図ること。

②地域づくり

- ・防災拠点整備（防災公園）を図ること。
- ・鹿島港と成田空港との連携を図るとともに、国際化の推進に取り組むこと。
- ・地域の商工業、観光、農林水産業及び石油化学コンビナートの振興に積極的に取り組むこと。

III 土研跡地の整備推進方策のあり方

①交通アクセス

首都圏や県内からの高規格幹線道路等の整備や旅客鉄道、連絡バスなどの公共交通の整備に取り組むこと。

②推進体制の整備

土地を取得するために政・官・産・学を交えた推進組織を設置して、国・県等関係機関に強く働きかけ、早期取得に取り組むこと。

※なお、特別委員会での土研跡地土地利用に関する集約した意見は次のとおりです。



土木研究所跡地

土研跡地土地利用に関する集約化した意見一覧

①芝生や野外ステージを備えた公園。	⑥防災公園としての土地利用。
②ショッピングモール，レストラン，映画館等の商業的なゾーン。	⑦行政機関，介護・福祉関連の施設を中心部に集めたコンパクトな都市づくりのための土地利用。
③そのままの自然を残した土地利用。	⑧市民公園としての土地利用。
④土地の一部を民間活用での商業施設や医療モール，残りの土地を国，県の出先機関を集めた土地利用。	⑨総合運動公園としての土地利用。
⑤市役所，消防署，警察署，県の出先機関を集めた官庁街としての土地利用。	⑩臨海鉄道の引き込み等による交通アクセスの整備。

総務企画委員会が視察調査

市税等の収納率向上について調査

総務企画委員会は，平成19年1月29日から30日の日程で，神奈川県小田原市における市税等の収納率向上についての調査のため，視察を行いました。

小田原市は，市税等の悪質滞納者に対する「行政サービスの停止」及び「氏名公表」など厳しい措置を定めた全国初の条例「小田原市市税滞納に対する特別措置に関する条例」を平成12年3月議会において制定し，平成12年7月1日より施行しました。

議会において条例の可決に至った経過や平成17年度の収納状況の説明を受け，収納率向上について意見交換を行ってまいりました。



議会の傍聴

市議会はどこからでも傍聴できます。議会では様々な重要問題が審議されています。是非一度，議会を傍聴してはいかがでしょうか。

傍聴の受付は午前8時30分から午前9時30分までとし，希望者が定員の38名を超えた場合には抽選となります。最終日の開会が午後2時となる場合，受付は午後零時30分から午後1時30分とし，定員を超えた場合には，抽選となります。

受付場所：神栖市役所 5 階傍聴席入り口

市議会のうごき

(平成 19 年 3 月～ 5 月)

3 月

- 6 日 第 1 回議会定例会開会
議会運営委員会
議員協議会
- 13 日 総務企画委員会・健康福祉委員会
- 14 日 教育環境委員会・都市産業委員会
- 15 日 予算特別委員会
}
- 16 日
- 23 日 第 1 回議会定例会閉会

4 月

- 13 日 茨城県市議会議長会事務局長会
- 16 日 議会運営委員会
- 16 日 各常任委員会（総務企画・健康福祉・教育環境・都市産業）
- 16 日 議員協議会
- 27 日 議会だより編集委員会

5 月 (予定)

- 16 日 健康福祉委員会・教育環境委員会・都市産業委員会
- 18 日 先進地視察調査
- 22 日 議会運営委員会
- 24 日 先進地視察調査
- 24 日 県北鹿行市議会議長会
- 25 日 市町村長・市町村議会議長会議
- 28 日 総務企画委員会
- 30 日 先進地視察調査
- 29 日 茨城県市議会議長会定例会
- 31 日 鹿島南部地区消防事務組合議会
- 31 日 鹿行広域事務組合議会

次回の 6 月議会予定

期 日	曜 日	議会日程 (案)
18 日	(月)	本 会 議 (開会・提案理由の説明)
19 日	(火)	休 会 (議案整理)
20 日	(水)	本 会 議 (一般質問)
21 日	(木)	本 会 議 (一般質問)
22 日	(金)	本 会 議 (議案質疑)
23 日	(土)	休 会 休日
24 日	(日)	休 会 休日
25 日	(月)	休 会 (常任委員会)
26 日	(火)	休 会 (議事整理)
27 日	(水)	休 会 (議事整理)
28 日	(木)	本 会 議 (委員長報告・採決・閉会)

お 知 ら せ

左の予定表は平成19年第2回定例会（6月）の議会予定です。

変更になる場合がありますので議会の傍聴を希望される方は事前に事務局にご確認ください。

神栖市議会事務局

☎ 0299-90-1172 (直通)

編集後記

今回は平成十九年第一回定例会の内容を中心とした「かみす市議会だより」第八号をお届けします。この議会だよりは議会の概要を皆さんにお知らせするためのものです。編集委員会では、議会や本紙に対する皆さんのご意見・ご希望などをお待ちしています。

「神栖市議会だより編集委員会」

〒 314-0192
神栖市溝口四九九一―五
神栖市議会事務局
電話〇二九九―九〇―一一七二
(直通)

委員長 五十嵐 清美
副委員長 鈴木 康弘
委員 山本 守
山本 清吾
小山 茂雄
関口 正司
田向 英雄
三好 忠
泉 純一郎
額賀 成茂
塚本 茂